

令和2年度第2回鴨川市介護保険運営協議会

1. 日時 令和3年1月14日（木） 午後1時30分から

2. 場所 鴨川市福祉センター 大広間

3. 出席者

（委員 5名）

榎本 豊 金井重人 山田 暁 石井健一 和泉 悟

（市 7名）

健康福祉部 牛村隆一部長
福祉課 鈴木幸雄課長兼福祉事務所長
健康推進課 角田守課長
高橋昭彦課長補佐兼介護保険係長
山口文子課長補佐
保健予防係 平川健司係長
介護保険係 速水毅主査

4. 傍聴者 1名

5. 会議

（1）開会

（事務局 山口課長補佐）

皆様、こんにちは、本日の進行を務めさせていただきます健康推進課の山口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様にご案内いたします。本会議は、会議の透明性を図るため、公開となっております。つきましては、会議を録音して議事録を作成し、市のホームページにて掲載させていただきますのでご了承ください。

次に、本日の流れと資料の確認をさせていただきます。本日の流れですが、政府からの緊急事態宣言が発出されている状況ですが、介護保険料の設定に係る介護保険条例を2月開催の市議会に調定するため、予定通り介護保険運営協議会を開催させていただきました。大変お忙しいところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

続いて、資料の確認をさせていただきます。

（資料の確認）

資料は以上でございますが、漏れ等はございませんでしょうか。

なお、会議途中、資料に不足などありましたらお申し出くださるようお願いいたします。

（事務局 山口課長補佐）

本日、酒井委員・宗政委員の2名より欠席の報告がございました。ただいま5名の委員さんのご出席をいただいております。本日は過半数の委員さんが出席されておりますので、鴨川市附属機関設置条例第5条第2項の規定により本協議会は成立をいたしました。よって、令和2年度第2回鴨川市介護保険運営協議会を開会いたします。

次に、本来であれば市長から挨拶をするところですが、所用によりまして、健康推進課角田課長より、一言ご挨拶をさせていただきます。

(事務局 角田課長)

みなさん、こんにちは。本日は、コロナ渦という大変厳しい状況の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

現在、第8期の鴨川市の介護保険事業計画策定につきまして準備しておりまして、今回は保険料をメインにご審議いただきたいと思います。その後は議会等へ調整を図っていくかたちになろうかと思っておりますので、どうぞご審議お願いいたします。

また、皆様方ご承知のとおり、1月7日に国から緊急事態宣言が発出されまして、それに基づきまして鴨川市も8日に、鴨川市の新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、市の活動方針について決定したところです。それにつきましては、緊急事態宣言発出後の感染症対策ということでやっておりますが、昨日、市のホームページでも公表させていただきましたが、ふれあいセンター併設のデイサービスセンターの方で職員の方が1名陽性が発生されたと発表があったもので、鴨川市も来館者の皆様方の感染症対策を徹底しながら業務を進めているところです。

業務は行っていますが、念のため濃厚接触者等々の結果が確定するまでは、皆様方に不要な心配がかからないようにということで、今回福祉センターで会議は設定させていただきましたので、ご了承いただければと思います。

引き続き、必要な情報につきましては、ホームページ等々で公表していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局 山口課長補佐)

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います存じますが、鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の規定により、会長が議長になることとなっておりますので、議長職を榎本会長さんをお願いし、進めてまいりたいと思っております。

それでは、榎本会長さん、よろしくお願いいたします。

(榎本会長)

榎本です、よろしくお願いいたします。大変緊張感のある中での会議ということで、皆様方にはご出席いただきありがとうございます。緊急事態宣言が発出されておりますので、今まで以上に注意を払っていききたいと思います。会議の方は手短かにすすめてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事録署名人を、石井健一委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(石井委員了承)

では、石井委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に基づきまして議事を進めさせていただきます。

(榎本会長)

これより議事に入ります。

まずはじめに、議件(1)「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について」を議題といたします。質疑応答は、事務局からの説明がすべて終了した後にお願いいたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局 角田課長)

それでは、事務局からご説明させていただきます。お手元の【資料1】を使って説明させていただきたいと思います。資料で言いますと31ページまでは、前回ご説明させていただいたかと存じますので、本日は32ページからということになりますが、1点20ページを追記してありますので、一旦ご覧いただきたいと思います。

20ページの下段に、年齢区分を5歳刻みで区分し、その認定者数や認定率をお示しさせていただいております。これをご覧いただきますと、年齢が高くなればなるほど、認定率が高くなっており、80歳以上では上昇が顕著となっております。

今後こういった方々への介護予防活動と共に、その前の段階からの継続的な健康づくり活動を進めていきたいと思っておりますので、どうぞご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、32ページをお開きください。こちらは、前回5ページの第8期の介護保険制度のポイントでご説明しましたが、こちらを更に重点目標として掲げたものでございます。こちらには、7点ほどございます。簡単にご説明申し上げます。

1点目が、全圏域での福祉総合相談体制の充実です。地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの強化として、ふれあいセンターの福祉総合相談センターを基幹として総合体制を充実させていく予定です。

2点目に、介護予防・生活支援の充実として、生活支援コーディネーターなどによる地域資源の把握や支援など、地域の実情を踏まえながら取組をしていきたいと考えております。こちらにつきましては、47.48ページとなりますので、後程ご覧いただきたいと思います。

3点目が、高齢者の保険事業と介護予防事業の一体的な実施として、保健師・看護師・管理栄養士などの専門職による保険事業と介護予防の一体的な事業を進めてまいりたいと思っております。この具体的な記載につきましては、44ページとなっておりますのでご覧いただきたいと思います。

4点目です。外出しやすい環境の整備として、新たな公共交通システムの導入について検討していく。これにつきましては、第4次5か年計画の市民会議の中でも議題となっているところです。これにつきましては53ページを後程ご覧いただきたいと思います。

続きまして5点目、認知症対策の推進です。こちらにつきましては、身近な地域で支えとなる認知症サポーターの養成講座や家族の会を開催しておりますが、本年度より開始した認知症高齢者見守りシールの活用など、行方不明となった場合の緊急事態の対応に備えていきたいと考えております。

また、32ページに戻っていただいて、6点目介護人材の育成の充実になります。こちらは、増加する介護需要に対応するため、各事業所でも介護人材確保・育成の支援を引き続き対応していきたいと思っております。また、介護ロボットの導入についても今後検討していきたいと思っています。

最後に、7点目災害・感染症対策の推進についてです。こちらにつきましては、一昨年の台風災害や、現在まだ終息の見えない新型コロナウイルス感染症対策などの、災害に備えまして避難体制の整備やサービス事業所での災害対策などの支援について、必要な物資等々の配布など努めてまいりたいと思います。

33ページ右側は、施策的な体系ということになりますので、これについては第7期の施策をそのまま踏襲して、さらなる強化を進めてまいりたいと思っておりますのでご理解賜りたいと存じます。

34ページにつきましては、地域支援事業です。こちらにつきましては、介護予防・日常生活支援総合事業ということで現在進めている事業、包括的支援事業、任意事業と三本柱となっておりますが、こちらについても引き続き第8期でも行っていく予定です。

各論については、後程ご覧いただければと思いますが、なかでも変更されている点としては、49ページの認知症高齢者見守りシールが第7期の計画プラスアルファの

事業になっております。微細な記載については多少の変更が入っておりますが、体系的には大きな変更はございませんので、説明はこの程度にさせていただき、委員の皆様方からのご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(榎本会長)

ただいま、事務局より議件（１）「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について」の説明がありました。本来ここで、皆様方のご意見をいただくところでございますが、先程角田課長さんからもありましたように、緊急事態宣言が出ているところですので、ご意見・ご質問については別紙の書面にてお願いできればと思います。

続きまして、議件（２）「第８期介護保険料について」を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。

(事務局 高橋課長補佐)

介護保健係の高橋です。私の方からは、第８期の介護保険料につきましてご説明させていただきます。着座にて失礼します。

それでは、資料２をご覧ください。介護保険料の設定につきましては、前回の会議においてもご説明させていただきましたが、今回は第８期の保険料について市の考えをご説明させていただきまして、皆様方に調査審議をお願いし、ご意見等頂戴したいところでございます。

まず、１．介護保険料設定についてですが、皆様ご承知のことと存じますが、改めて確認という意味で少しご説明させていただきます。今回、ご審議いただくのは、円グラフにあります、６５歳以上の第１号被保険者の保険料であり、保険給付費の全体の２３％にあたる費用を、第１号被保険者で割った額を算出することとなります。

２ページをお開きください。こちらの２で地域分析をしております。鴨川市の介護保険料を算出するにあたり、主な要因である要介護認定率とサービス受給率について、全国平均や県の平均、また周辺市町の状況を比較いたしました。

前回の会議でもご説明いたしましたが、この２つの要因が高くなることで保険料も高くなっていくことが想定されております。２ページの後段では、数値的なものを比較して考察してみました。

まず、全国平均との比較については、認定率で見ると鴨川市は１９．３％と、県国平均を上回っておりますが、②の調整済認定率では下回っております。

この調整済認定率につきましては、中段に注釈を記載しておりますが、男性や女性、年齢構成を全国統一の基準で推移すると仮定して算出したもので、高齢化率などを考慮しない場合の率となります。

全国平均等との乖離で考察しておりますが、「認定率で見ると上回っているものの、調整済認定率で見ると下回っている」のは、鴨川市の認定率の高さが、人口の年齢構成いわゆる高齢化によるものであることを示唆していると考えられます。

また、調整済認定率が低く、特に軽度の方が低いことから、健康づくり・介護予防の取組が功を奏していると考えられます。

今後も引き続き、健康づくり・介護予防を推進していき、優良事例等の情報を市内で共有するなど支援を図ってまいりたいところです。

次に３ページをご覧ください。ここでは、受給率について比較・考察をしております。受給率とは、第１号被保険者の中で要介護認定を受けて、どのくらいの方がサービスを利用しているかを示したものでございます。

⑤では、特別養護老人ホームなどの施設サービス、⑥では、グループホームや特定施設などの居住系サービス、⑦では、在宅を中心とする訪問介護やデイサービス、福祉用具貸与などの在宅サービスで比較をしております。全国平均との比較については、施設サービス受給率が比較的高いが、在宅サービスも同様に高く、著しく乖離しているものではありませんが、鴨川については昔から医療法人さんが積極的にサービスの方を展開していただいております。

療養型施設等が多くあることで、施設サービス受給率が高いことが保険料に影響しているものと思われます。しかし、近隣と比べれば、鋸南町や南房総市も高くなっている状況でございます。また、在宅サービスも比較的高い状況ではありますが、引き続き給付の適正化に努め、在宅介護の希望など市民の介護ニーズが満たされているか、把握に努めてまいりたいところでございます。

続いて、4ページをご覧ください。ここでは、将来の人口や認定者数について記載いたしました。記載のとおり、将来人口については、引き続き65歳から74歳の前期高齢者が減少し、75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれております。また、0歳から64歳は減少していくことから、高齢化率は今後も上昇が続く見込みです。認定者の推計については、8期の計画の末である令和5年度に、2,447人と推計され、それ以降はほぼ横ばいの状況と推測しております。しかしながら、高齢者数が減少することで、認定率は上昇が続くと見込んでおります。

5ページをご覧ください。こちらでは、4. 給付費の推移と保険料収納必要額をお示ししました。ここでは、第7期である平成30年から令和2年度の在宅サービス、居住系サービス、施設サービスの実績額と、第8期の各サービスの推計を標記いたしました。合計で比較いたしますと、平成30年から令和2年度の総給付額が、111億85万5千円に対し、令和3年から令和5年度の見込み総給付費は、115億610万1千円とそれほどの開きはないように思えます。

これに、特定入所者介護サービス費と、高額介護サービス費、審査支払手数料、地域支援事業を加えた合計額が、3年間で126億5,446万3,107円と試算しました。この23%が第1号被保険者の負担相当分となります。この額に、保険料収納率や調整交付金等の補正をし、算出した保険料が月額6,327円となります。

最後、6ページをご覧ください。ここでは、先程の保険料基準額の今までの推移を記載しております。表では、試算額、基金取り崩し影響額、保険料基準額、基金取り崩し額、基金残額と記載しました。保険料の推移につきましては、第6期から5,895円、第7期は6千円となっております。

また、令和7年以降の保険料の推移については、6,831円、7,826円、8,777円、令和22年は9,714円と上昇していくことが国のシステムで推計されております。この算出につきましては、国が指定する見える化システムというもので全国統一のシステムを使って算出しております。

以上のことから、第8期の保険料基準額についていくらにするか、市としても検討したところでございますが、中段にあるとおり4つのパターンを考えてみました。

市としましては、将来的に保険料が上昇することは推計上示されているところで、通常であれば自然増を考えて増額ということも必要であると思いますが、給付費につきましてはほぼ横ばいの状態で、第7期の試算額よりも低く推計されているということもあります。

また、基金も3億6千万の内、約4割、37%程度の取り崩しで現状の保険料を据え置きできるのであれば、新型コロナウイルスの影響で経済にも甚大な影響が出ていることも考慮し、市民負担を増やすことは避けていった方がいいのではないかとのお考えもあり、市長とも十分な検討を行った結果、6千円としたい考えであります。

こちらにつきまして、ご意見等ございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。説明は以上です。

(榎本会長)

ただいま、事務局より議件(2)「第8期介護保険料について」説明がありました。質疑・ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

(金井委員)

以前もお伺いしたかもしれないのですが、基金取り崩しが今回1億4千万円ということで、この計算でいくと2年ぐらいで無くなるという計算になるのか、それとも今後の第9期、第10期の方でちゃんと保っていける数値なののでしょうか。

(事務局 高橋課長補佐)

基金取り崩しにつきましては、この8期の令和3・4・5年におきまして1億4千万円を取り崩しということになりますので、8期の終わりの段階では2億2千9百万円残っている状況です。

千葉県内の多くの市町村では、基金につきましては、その期で3年間貯めたものについては、ある程度取り崩して還元していくという考え方がありますので、もし基金がなくなった場合は県の方としても基金の貸し付けの準備ができていたという話はあるのですが、市の方としても基金がゼロになってしまうと、何らかしらの形で保険料が急激に上がった場合に枯渇してしまうということがありますので、そうすると次期の保険料がかなり跳ね上がってしまうということが予想されます。

色々、市町村でも全額取り崩しするところもあれば、温存するところもありますが、参考に聞いたところによると、南房総市は3/4程取り崩していく、館山は25%程取り崩すという情報は得ているが、ただ今は試算状態ですのではっきりとは言えませんが、関係市町村はそういう状況です。

全く準備基金がない市町もありますので、そちらについては基金からの取り崩しはできなくなり試算した保険料がそのまま保険料基準額ということになってきます。

(金井委員)

第10期の時には無くなるだろうということですか。

(事務局 高橋課長補佐)

第9期の時に基金がどれだけ残っているのか、例えば施設サービスが設定より思ったより伸びてしまった場合、その時にはまた基金を取り崩して調整するか、保険料を6千円から6千百円に上げるか、そういう調整で保険料設定していきますので。

(金井委員)

一番心配なのは、切れた時、ほんとに保険料が跳ね上がるかというところ。そこは、そうならないような仕組みというか、借入れという形もあるんですね。

(事務局 高橋課長補佐)

基金が無くなってしまって、本当に保険料が少なく算定して県から借りた場合には、もちろんそれを返す分も保険料に影響はしてきます。

(事務局 角田課長)

今、補佐がご説明したとおりなのですが、確かに第8期の計画どおりいけば2億2千9百万円というのは残るでしょう。

それ以降の基金につきましても保険料の設定につきましては先程も円グラフを見ていただいたとおり、国県市のバランスを見ながら調整を図っていくような形になりますが、なるべく基金があれば、不足した場合基金から充てることができるのですが、基金も無く借入れ調整交付金を借りるとなると1号被保険者の保険料で借りた分を返すということになり、更に給付費プラス返済分で高くなってしまいますので、そこはマイナスにならないようにやっていくということです。

ただ、国の説明ではプラスマイナスゼロが一番ベストですよというお話がありますが、保険料設定して流用した結果、保険料がこのように基金として残るとというのが今までの流れでしたので、この保険料については、どんどんプールされるわけではな

くて、次期の介護保険料の抑制に活用させていただくというような考え方をさせていただいております。

1 億円が、だいたい施設サービスの 1 か月分くらいですので、給付費から考えますとそれほど大きな金額ではないのかなという感じではあります。ただ、どんどんプールするだけではなく、還元していくというかたちです。

(山田委員)

介護保険の基準額についての話しですが、これは入ってくるお金と出て行くお金のバランスで成り立っていると思うのですが、出て行く方が多ければ必ずマイナスになるし、自然増多、自然現象で高齢者が終末期を迎えて、その分国に没収されるというようなこともある。

市の予算のことはよくわからないが、市には予備費というのがあるんですよね。その予備費の使われ方というものは、色んなところへ出て行く可能性があってもいいのかなと。

介護保険に関しても、その予備費を当面使っておいて、住民に負担がかからないような、そういうこともあるのかもしれない。

南房総市の方で 75% 近く使ってしまったというのは、災害の方にそれをまわした可能性がないのかなと心配もあるし。

集まってくる予算の配分の仕組みというものは、ある程度流動的に考えてもいいのかなと。高齢者がだいたい増えてきて、しかも収入能力がなくて年金生活というだけで、介護保険料が上がるということになると、職場の無い人達の財政的な負担にもなるし、そういうところからは住居を構えたいという場合の修復金にもなるし。

そうすると、この介護保険そのものの原点に返ると、お金を持っている人はある程度自分で出してもらおう。

一律 1 割負担を利用者に払ってもらおうというだけではなくて、収入能力のある人はある程度その能力に従って、医療費の 20%、30% というところまで含めて介護保険も両方。基準はこれだけだが、収入能力に応じてそれを増やすということが今後あってもいいんじゃないのかなと。

高齢化社会で下を支える若者たちが高齢者を支える介護保険。その支え手になるということで、いつまで満足しているのか。自分の生活も出来ないのに、ちょっと厳しいかなと。医療費は自分が使う可能性があるからしょうがないにしても、介護保険の保険料というのは、1 万円近くになってくれば、それだけ稼ぐのに大変で給料も上がらないのに、これだけ出ていくのはちょっと厳しいかなと思ったので、その辺りはどうかと思いました。

(事務局 高橋課長補佐)

山田委員さんからのお話しにつきまして、ごもっともだと思います。介護保険料につきましても、6 千円というのは月額基準額と言いまして、皆様方のお手元に介護保険の今回のパンフレット・リーフレット付けてございますが、この 1 枚目の下段に保険料の年額ということで、1 段階から 9 段階まで保険料の段階を定めております。

こちらの月額 6 千円につきましては、12 か月掛けると 7 万 2 千円となりますので、真ん中の 5 段階となりこちらの方の基準額を定めております。保険料につきましては、所得に応じて 1 段階から 9 段階となっております。

1 段階の方は、生活保護受給者ですとか、2 段階の方は世帯全員が非課税、収入がないですとか、7 段階、8 段階という方は本人が市民税課税で前年の所得が 120 万円以上 200 万円未満の方とか、一番高い 9 段階の方は 320 万円以上の所得がある方で、こういう方は年額の 1.3 倍と 1.7 倍ですとか、そういう形で保険料を少し多めに頂いております。

また、国の方では所得が低い方につきましては、減額措置をしております、第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階の方につきましては、現在 36,000 円が 21,600 円、2 段階は

54,000 円の方が 36,000 円、3 段階の方が 50,400 円と、低所得者の方について国が現在軽減措置をしております。また、介護保険のサービスの使った分の 1 割負担、こちらが基本的には原則ですが、所得が多い方については 2 割負担、3 割負担と負担の割合を変えております。当然、介護保険始まってから 20 年経ってきましてので、色々な軽減・対策の方は考えておりますので、今後も保険料についても給付費の抑制に努めながら、保険料について精査してまいりたいと思っております。以上です。

(榎本会長)

他に、何かありますか。よろしいですか。

それでは、提案ですと 6 千円にしたいということであります。私も、この審議会委員を長くやらせていただいているが、例年の事務局の算出というのは、かなり細かいところまで算出しておりますので、赤字になるというのは多分大丈夫ではないかなという気がしています。たぶん 6 千円にしても 8 期まで持つでしょうと思っています。一応、提案通り 6 千円とさせていただいてよろしいですか。

(了 承)

(榎本会長)

それでは、異議もないようですので、議件につきましては終了といたします。

事務局におきましては、本日、委員の皆様からいただきました「ご意見やご提言」を踏まえて、今後の事業を推進していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、私の議長としての任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(事務局 山口課長補佐)

榎本会長さんありがとうございました。委員の皆様、慎重なご審議ありがとうございました。

それでは、次に「4. その他」ということでございますが、今後の日程につきまして、若干お話をさせていただきたいと思っております。本日配布させていただきました、計画に対する意見記入用紙、こちらにつきましては計画の素案等に対しましてご意見の方をお伺いしたいと思っておりますので、意見の有無に関わらず、今月中に提出をお願いしたいと存じます。また、計画の案についてですが、2 月にパブリックコメントを開催し、広く意見をいただき、最終的にまとめた計画について、次回の会議にお諮りしたいと考えております。

令和 2 年度の第 3 回運営協議会につきましては、令和 3 年 3 月 18 日木曜日の午後 1 時 30 分から予定しております。会場は、「ふれあいセンター 2 階コミュニティホール」を予定しております。会議日程等につきましては、改めてご連絡したいと存じます。

それでは、以上を持ちまして、令和 2 年度第 2 回鴨川市介護保険運営協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

【終了時刻 午後 2 時 30 分】

令和3年3月31日

議事録署名人

委員 石井 健一